

一般社団法人日本保健医療社会福祉学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本保健医療社会福祉学会(Japan Society of Social Work in Health)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、保健医療分野の研究者及びソーシャルワーカーが協働することにより、ソーシャルワークの実践及び研究の発展及び普及並びに社会福祉学の進展を図り、もって保健医療における国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日本保健医療社会福祉学会大会をはじめとする学術集会、セミナー等の開催
- (2) 学会誌「保健医療社会福祉研究」の刊行
- (3) 保健医療分野におけるソーシャルワークの実践的研究の推進のための事業
- (4) 保健医療分野におけるソーシャルワーク及び社会福祉学の研究及び教育の推進のための事業
- (5) 保健医療分野におけるソーシャルワーカーの生涯教育体制及び資格の検討及び推進のための事業
- (6) 関連学術団体との連携及び協力
- (7) 国際交流
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(機関の設置)

第5条 この法人は、理事会及び監事を置く。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

(会員資格)

第7条 正会員は、本会の目的に賛同する以下のいずれかの条件に該当する個人で、理事会の承認を得たものとする。

- (1) 保健医療分野におけるソーシャルワーク又は社会福祉学の研究歴がある者
- (2) 保健医療分野のソーシャルワーカーその他の相談援助職の2年以上の経歴を有し、かつ次のいずれかの条件をみたす者
 - ① 社会福祉士
 - ② 精神保健福祉士
 - ③ 一定以上のソーシャルワークの実践歴があると理事会が認めた者
- (3) 関連する学術の分野で、研究歴がある者で、理事会が(1)と同等と認めたもの
- (4) その他前3号と同等と理事会が認めた者

2 準会員は、次のいずれかの条件を満たす個人で、理事会の承認を得たものとする。

- (1) 短期大学、大学、大学院又はこれらに準ずる学校において社会福祉に関する課程に在学中の者
- (2) 保健医療分野のソーシャルワーカーその他の相談援助職で、前項(2)の要件をみたさない者
- (3) その他前号と同等と理事会が認めた者

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、理事会の承認を受けた個人または団体とする。

4 名誉会員は、本学会の正会員であった者で、保健医療分野におけるソーシャルワーク及び社会福祉学の発展に多大の寄与をし、理事会の議を経て総会の承認を受けたものとする。

(会員の資格の取得)

第8条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをしなければならない。ただし、名誉会員は本人の承諾をもって申込みを代える。

(経費の負担)

第9条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りでない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を継続して2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れるとともに、正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の年会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲渡
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後6箇月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第22条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を法人に提出しなければならない。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会の議事録は、議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

(総会規則)

第24条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規約による。

第5章 役員等

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事は全員業務を執行する理事とする。

3 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち2名以内を副会長とし、また、会長及び副会長以外の理事のうち1名を事務局長とする

4 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員から選任する。

2 会長、副会長及び事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。

5 監事には、この法人の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれていてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事の選任規約は総会において別に定める。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表する。

5 副会長は、会長を補佐する。

6 事務局長は、事務局を統括する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が総会に提出しようとする議案等を調査しなければならない。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事の再任は妨げない。
- 3 理事又は監事が欠けた場合に、代替理事又は監事の任期は、前任の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 前項に関わらず、理事及び監事に対しては、職務を行うために要する費用として旅費及び宿泊費等を弁償する。
- 3 前項の取り扱いについては、総会において別に定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第33条 この法人は、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事会の諮問に応える。
- 4 顧問の任期は、2年とする。
- 5 顧問は、理事会の決議によって解任することができる。
- 6 顧問は、無報酬とする。

(役員損害賠償責任)

第34条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項にかかわらず、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第113条に定める額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 収入及び支出に関する事項の決定及び承認
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 総会に付すべき事項の決定
- (5) 会長、副会長及び事務局長の選定及び解職
- (6) この法人の業務を執行する理事の選定及びその分担の決定
- (7) その他、理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長又は会長が指名する副会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規程)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める理事会規程による。

第7章 常任理事会

(構成及び出席)

第45条 この法人に常任理事会を置くことができる。

2 常任理事会は会長、副会長、事務局長及び財務担当理事をもって構成する。

3 常任理事会が必要と認めるときは、前項以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(職務及び権限)

第46条 常任理事会は、次の職務を行う。

(1) 理事会に提出するこの法人の業務執行案の策定

(2) 収入及び支出に関する事項の確認

(3) 理事の業務執行内容の確認

(4) 理事会及び総会に付すべき事項の確認

(5) その他理事会から委嘱された事務（法令の定めにより、理事会が委任することができないとされた事項以外の事務に限る。）

(常任理事会規程)

第47条 常任理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める常任理事会規程による。

第8章 委員会

(設置等)

第48条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び関係者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、担当理事が作成し、理事会の承認を受けなくてはならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告および決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、担当理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

第11章 書類の備置き及び閲覧

(書類の備置き及び閲覧)

第53条 この法人は、定款を主たる事務所に備え置き、法令に基づき正会員及び債権者の閲覧等に供するものとする。

2 この法人は、会員名簿を主たる事務所に備え置き、法令に基づき正会員の閲覧等に供するものとする。

3 この法人は、総会の議事録を総会の日から10年間、主たる事務所に備え置き、法令に基づき正会員及び債権者の閲覧等に供するものとする。

4 この法人は、理事会の議事録を理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置き、法令及び裁判所の許可に基づき正会員及び債権者の閲覧等に供するものとする。

5 この法人は、次の書類を総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置き、法令に基づき正会員の閲覧等に供するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 監査報告

6 この法人は、事業計画書及び収支予算書を当該事業年度終了から5年間、主たる事務所に備え置き、正会員、理事及び監事の閲覧等に供するものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会によって変更することができる。

(解散)

第58条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第59条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第15章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

(特別の利益の禁止)

第61条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

附則

- 1 この法人の設立時役員の任期は、第29条第1項の規定に関わらず、2019年9月の定時総会終結の時までとする。
- 2 この法人の設立時の副会長及び事務局長の選定並びに業務を執行する理事の選定及びその分担の決定は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第36条及び51条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
----	----

岡本 民夫	
-------	--

椋野 美智子	
--------	--

小西 加保留	
--------	--

相原 和子	
-------	--

笹岡 眞弓	
-------	--

新村 郁子	
-------	--

高山 恵理子	
--------	--

田中 里子	
-------	--

内藤 雅子	
-------	--

野村 裕美	
-------	--

山本 みどり
吉田 麻希
橘高 通泰
宮崎 清恵

5 この法人の設立時理事、監事及び会長の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
理事 岡本 民夫	
理事 椋野 美智子	
理事 小西 加保留	
理事 相原 和子	
理事 笹岡 眞弓	
理事 新村 郁子	
理事 高山 恵理子	
理事 田中 里子	
理事 内藤 雅子	
理事 野村 裕美	
理事 山本 みどり	
理事 吉田 麻希	
監事 橘高 通泰	
監事 宮崎 清恵	
会長 岡本 民夫	

6 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本保健医療社会福祉学会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 30 年 12 月 22 日

設立社員 岡本 民夫 印

設立社員 椋野 美智子 印

設立社員 小西 加保留 印

設立社員 相原 和子 印

設立社員 笹岡 眞弓 印

設立社員 新村 郁子 印

設立社員 高山 惠理子 印

設立社員 田中 里子 印

設立社員 内藤 雅子 印

設立社員 野村 裕美 印

設立社員 山本 みどり 印

設立社員 吉田 麻希 印

設立社員 橘高 通泰 印

設立社員 宮崎 清恵 印